

指定解除の概要(平成20年12月17日時点)

日本テルペン化学(株)神戸工場跡地における 土壤汚染対策法に基づく指定区域の指定の解除について

◆概要◆

土壤汚染対策法に基づき、平成18年1月10日に「指定区域」として指定したみだしの土地において、平成20年12月11日に土壤汚染の除去に係る措置完了報告書を受け、汚染土壌は全量掘削除去され、地下水汚染が生じていない状態が2年間継続していることを確認したため、同法第5条に基づき本日付けで当該指定区域の指定を解除した。

経緯

- (1) 日本テルペン化学(株)神戸工場跡地(中央区脇浜町1丁目324番 土地面積:6,672.35㎡)にて日本テルペン化学(株)が法第3条に基づく土壤汚染状況調査を行ったところ、1,2-ジクロロエタンの土壤溶出量について法の指定基準値を超過した。また、地下水についても地下水基準値を超過した。
- (2) 同報告を受け、1,2-ジクロロエタンの土壤溶出量が指定基準値を超過した区画(500㎡)を、法第5条に基づく指定区域として平成18年1月10日に指定した。
- (3) 本市は土壤汚染対策工事が適正に行われるよう指導し、その後、同法施行規則第28条第1項の別表第5の規定に基づき、汚染土壌は全量掘削除去され、また、定期的に年4回以上の地下水の測定を行い2年間継続して地下水基準に適合したことを確認したため、同法第5条に基づき指定を解除した。

◆実施された指定区域内の土壤汚染対策工事について◆

- (1) 指定基準値超過物質
1,2-ジクロロエタンの土壤溶出量で最大0.21mg/L(指定基準値0.004mg/Lの約53倍)
- (2) 汚染面積:500㎡(調査単位区画100㎡で5区画)
- (3) 対策深度:最大でGL-4m
- (4) 対策土量:1,050m³
- (5) 対策方法
汚染土壌を全量掘削除去し、産業廃棄物管理型処分場に搬出、または汚染土壌認定浄化施設で浄化した。
指定基準値以下であることを確認した土壌により埋め戻しを行った。
地下水についても揚水し、ばっ気・活性炭吸着処理を行った。
- (6) 対策期間:平成18年7月1日～平成18年12月4日

◆実施された指定区域内の地下水モニタリングについて◆

- (1) 測定対象
土壌調査で土壌溶出量が指定基準値を超過した 1,2-ジクロロエタンについて地下水モニタリングを行った。
- (2) 測定箇所
指定区域内の地下水モニタリングの観測井 1 地点
- (3) 測定期間
平成18年12月4日から平成20年12月4日までの2年間で3ヶ月ごとに測定した。
- (4) 測定結果
1,2-ジクロロエタンの測定結果は、すべて地下水基準(0.004mg/L以下)に適合していた。

資料 1 : これまでの経緯

- (1) 大正 8 年 12 月 1 日 日本テルペン化学(株)が当該土地において操業開始。
- (2) 平成 17 年 9 月 8 日 当該土地における事業場の廃止。
- (3) 平成 18 年 1 月 5 日 日本テルペン化学(株)が土壌調査結果報告書を提出。
- (4) 平成 18 年 1 月 10 日 法第 5 条に基づく指定区域の指定。
- (5) 平成 18 年 7 月 1 日 ~12 月 4 日 汚染土壌を全量掘削除去。
- (6) 平成 18 年 12 月 4 日~平成 20 年 12 月 4 日 地下水モニタリングを実施。
- (7) 平成 20 年 12 月 11 日 土壌汚染の除去に係る措置完了報告書を提出。
- (8) 平成 20 年 12 月 17 日 法第 5 条に基づく指定区域の指定の解除。

資料 2 : 用語解説

土壌汚染対策法

土壌汚染による人の健康への影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まったことを受け、土壌汚染の状況の把握に関する措置調査及びその汚染による人への健康被害の防止に関する措置を定めた法律。平成 15 年 2 月 15 日施行。

特定有害物質を使用する特定施設の使用廃止時に、汚染の可能性の高い土地について土壌調査及び調査結果の報告を義務づけ、土壌汚染が判明した場合には必要な措置を講じること等を定めている。

指定区域

法に基づく調査結果が指定基準値を超過している場合、市長は指定基準値を超過した区域を指定区域として公示することが定められている。

指定区域では、届出なく土地の形質変更をすることが制限される。

土壌汚染の除去が確認されれば、指定区域の指定が解除される。

溶出量基準

地下水等の摂取に係る健康影響を防止する観点から揮発性有機化合物、重金属等、農薬等 25 物質について土壌汚染対策法で溶出量基準が定められている。

溶出量基準は、土壌に含まれる有害物質が地下水に溶出し、人がその地下水を一日 2L、一生涯 (70 年) にわたって飲み続けても健康影響が現れない濃度に設定されている。

土壌から溶出した特定有害物質が地下水を汚染し、当該地下水を飲用することを前提としているため、土壌に 10 倍量の水を加え、その水量に対する溶け出した特定有害物質の量を濃度として表している。

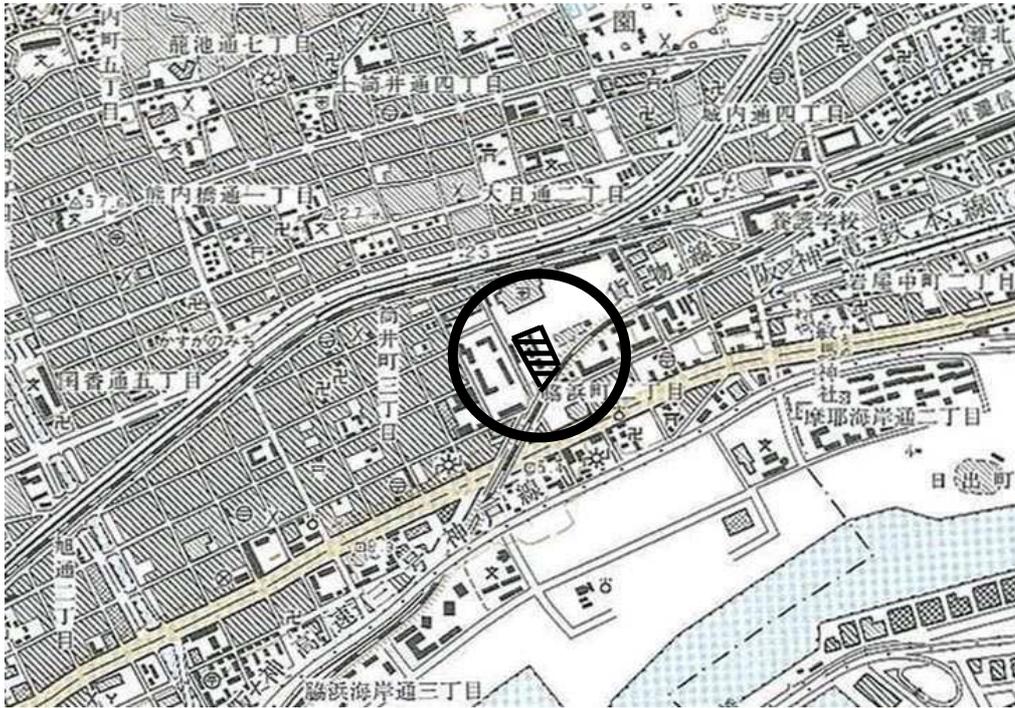
1,2-ジクロロエタン

無色の液体。クロロホルムに似たにおいをもつ。塩化ビニルモノマーやポリアミノ酸樹脂の原料、溶剤、洗浄剤、殺線虫剤などに用いられる。

当該工場では製造工程中の反応溶剤として使用していた。

吸入により、頭痛、めまい、吐き気、血液及び胆汁の嘔吐、下痢、意識不明などの症状を起こす。麻酔性があり、肝臓障害をひき起こすことが知られている。

資料 3 : 位置図



資料 4 : 指定区域図

